

畜産振興事業補助実施細則

(令和6年度)

地 方 競 馬 全 国 協 会

令和6年度 畜産振興事業補助実施細則

令和6年度における地方競馬全国協会 畜産振興補助の実施にあたっては、地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱(以下「要綱」という。)の規定によるほか、この細則によるものとする。

1 協会が特に必要と認めたものに要する経費

- (1) 要綱第2条第4項第1号括弧書「協会が特に必要と認めたものに要する経費」は、Ⅱ畜産経営技術指導事業(1)地域畜産支援指導等体制強化(都道府県の支援を受けて行うものに限る)、Ⅲ畜産経営合理化事業 6 家畜衛生推進 その他 馬飼養衛生管理特別対策に要する経費とする。
- (2) 要綱第2条第4項第2号括弧書「協会が特に必要と認めたものに要する経費」は、地方競馬全国協会(以下「協会」という。)と事業実施主体候補者間の協議により当該事業に係るものとしてその妥当性及び必要性が認められた事務所借料及び共益費をいう。
- (3) 要綱第2条第4項第3号及び第4号括弧書「協会が特に必要と認めたものに要する経費」は、地方競馬全国協会重種馬施設等整備事業実施要領において補助対象となる「建物又は構築物の増・移・改築、模様替、併設、合体又は更新に係る経費」及び「物品の更新又は古品の購入に要する経費」をいう。
- (4) 要綱第2条第4項第5号括弧書「協会が特に必要と認めたものに要する経費」は、協会と事業実施主体候補者又は事業実施主体間の協議により当該事業の実施にあたって、他に交通手段がない、経済的及び効率的等、その妥当性及び必要性が認められたタクシー及びレンタカー料金をいう。
- (5) 要綱第2条第4項第1号、第3号及び第4号の経費については、本項第1号及び第3号に掲げるもののほか、協会と事業実施主体候補者又は事業実施主体間の協議により、補助事業の目的達成に有効と認められる場合に限り「協会が特に必要と認めたものに要する経費」とすることが出来る。

2 補助金の額

要綱第3条の規定により算出した補助金の額に一円未満の端数が生じた場合は、それを切捨てた額とする。なお、補助金の額の算出にあたっては、別表「令和6年度 地方競馬全国協会畜産振興事業標準単価表」を参考とすること。

3 選定申請書の提出期日

要綱第5条第1項の補助事業の選定申請書の提出期日は、以下の通知文書に記載のとおりとする。

- (1) 公募による補助事業にあつては、別に定める当該年度の地方競馬全国協会畜産振興補助事業公募要領7の(5)による審査の結果(採択)の通知文書
- (2) 複数年度にわたり補助事業の事業実施主体候補者が決定している補助事業にあつては、当該事業に係る選定申請書の提出期日を明記した通知文書

4 加算金及び延滞金の額の計算

要綱第18条に規定される加算金及び延滞金の納付は、要綱の定めによるほか、次により計算するものとする。

ア 加算金の計算

(ア) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における要綱第18条第1項の規定の適用については、返還をしなければならない額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還をしなければならない額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還をしなければならない額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

(イ) 要綱第18条第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業実施主体の納付した金額が返還をしなければならない補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還をしなければならない補助金の額に充てられたものとする。

イ 延滞金の計算

要綱第18条第2項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還をしなければならない補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

ウ ア及びイの規定による加算金及び延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

5 指定財産の処分等の制限期間

要綱第8条第6号、第19条第1項ただし書及び第20条第2項ただし書の規定による協会が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1から別表第6までに定められたそれぞれの耐用年数とする。

6 補助事業の要件欄の別に定める事項

要綱別表の補助事業の要件の欄で別に定めることとした事項の取扱いについては、次のとおりとする。

ア I馬の改良増殖推進事業の(2)重種種馬の導入のイの「別に定める登録」は次のとおりとする。

(ア) 国内購買にあつては、公益社団法人 日本馬事協会の登録

(イ) 外国購買(外国産馬の導入を含む。)にあつては、輸出国の登録団体の登録

イ I馬の改良増殖推進事業の(2)重種種馬の導入のウの「導入する種馬のその他の要件」は、次のとおりとする。

(ア) 導入する種馬の年齢は、国内購買にあつては購買時1歳以上10歳以下、外国購買に

あつては購買時2歳以上6歳以下であること。

(イ) 導入する種馬は、外国購買にあつてはペルシュロン種、ブルトン種又はベルジアン種であること。

(ウ) 補助対象馬が耐用年数内に天災地変その他やむを得ない事由(やむを得ない事由により獣医師による生命予後不良診断を受け、安楽殺処分をした場合を含む)により滅失したときは、速やかに滅失した理由を記載した書類(要綱様式第 10 号 滅失報告書)を協会に提出すること。

ウ I 馬の改良増殖推進事業の(3)重種種雌馬の改良増殖推進①奨励金交付事業のエの「奨励金の交付対象となる重種種雌馬のその他の要件」は、次のとおりとする。

(ア) 奨励金交付対象馬を導入又は自家保留後3か年以内に廃用したときは、速やかに廃用した理由及び事後の対応を記載した書類(要綱様式第5号 廃用処分承認申請書)を協会に提出するとともに、原則として奨励金交付対象馬と同条件の代替馬を導入すること。

(イ) 前記(ア)の同条件の代替馬とは、奨励金交付対象馬の廃用時と代替馬導入時の品種及び馬齢が、原則として同一であることをいう。

(ウ) 奨励金交付対象馬が導入又は自家保留後3か年以内に天災地変その他やむを得ない事由(やむを得ない事由により獣医師による生命予後不良診断を受け、安楽殺処分をした場合を含む)により滅失したときは、速やかに滅失した理由を記載した書類(要綱様式第 10 号 滅失報告書)を協会に提出すること。

エ I 馬の改良増殖推進事業の(3)重種種雌馬の改良増殖推進②導入貸付事業のエの「導入費の対象となる重種種雌馬のその他の要件」は次のとおりとする。

(ア) 導入した貸付馬を貸付契約期間内に廃用したときは、速やかに廃用した理由及び事後の対応を記載した書類(要綱様式第5号 廃用処分承認申請書)を協会に提出するとともに、原則として貸付契約時と同条件の代替馬を導入すること。

(イ) 前記(ア)の同条件の代替馬とは、導入貸付対象馬の廃用時と代替馬導入時の品種及び馬齢が、原則として同一であることをいう。

(ウ) 導入した貸付馬が貸付契約期間内に天災地変その他やむを得ない事由(やむを得ない事由により獣医師による生命予後不良診断を受け、安楽殺処分をした場合を含む)により滅失したときは、速やかに滅失した理由を記載した書類(要綱様式第 10 号 滅失報告書)を協会に提出すること。

オ I 馬の改良増殖推進事業の(4)重種馬の繁殖奨励の①優良種雄馬繁殖奨励〔種付奨励〕の「別に定める要件」は、次のとおりとする。

(ア) 公益社団法人 日本馬事協会の登録規程(以下「登録規程」という。)に基づく繁殖登録を受けている輓系馬であること。

(イ) 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けていること。

(ウ) 年間(当該年度の4月1日を含む1月1日から 12 月 31 日までをいう。)の輓系馬又は輓交種への種付頭数が、純粋種にあつては1頭以上、純粋種以外にあつては北海道8頭以上、その他の県4頭以上であること。

カ I馬の改良増殖推進事業の(4)重種馬の繁殖奨励の②子馬生産奨励〔生産奨励〕の「別に定める要件」は、次のとおりとする。

当該年度の4月1日を含む1月1日から12月31日までに生まれ、登録規程に基づく血統登録(補助血統登録を含む。)を受けた輓系馬であること。(血統登録前に死亡した子馬は補助の対象としない。)

キ I馬の改良増殖推進事業の(4)重種馬の繁殖奨励の③改良促進奨励〔優良種雄馬改良促進奨励〕の「別に定める要件」は、次のとおりとする。

帯広市が行う地方競馬能力検査の合格馬(複数回合格馬にあつては初回合格時のみ対象)の父馬であること。

ク I馬の改良増殖推進事業の(4)重種馬の繁殖奨励の③改良促進奨励〔優良種雌馬改良促進奨励〕の「別に定める要件」は、次のとおりとする。

帯広市が行う地方競馬能力検査の合格馬(複数回合格馬にあつては初回合格時のみ対象)の母馬であること。

ケ I馬の改良増殖推進事業の(4)重種馬の繁殖奨励の④生産技術指導のイの「別に定める要件」は、次のとおりとする。

(ア) 指導奨励金の交付対象団体は、重種馬の生産振興を図るために組織された団体、農業協同組合、農業協同組合連合会及び協会が特に認めた団体とする。

(イ) 指導奨励金交付対象事業は、次のとおりとする。

- ① 重種馬を飼養する者(以下「飼養者」という。)を指導する獣医師及び馬の人工授精師(以下「技術者」という。)を対象とする技術者講習会を開催する事業
- ② 飼養者を対象とする飼養者講習会を開催する事業
- ③ 飼養者の担い手等を対象に、その育成のための研修会を開催する事業
- ④ 飼養者を対象に技術者が巡回して生産技術の指導を行う事業

(ウ) 指導奨励金は、原則として指導地区ごとに交付するものとし、北海道にあつては振興局単位、都府県にあつては都府県単位を1指導地区とする。ただし、協会が特に認めた都府県については、この限りでない。

コ II畜産経営技術指導事業の(1)地域畜産支援指導等体制強化の「別に定める要件」は、次のとおりとする。

(ア) アの事業においては、畜産経営の支援体制が整備されていること。

(イ) イの事業においては、地域畜産の活性化、安全かつ安定的な食の提供に資するための推進体制が整備されていること。

(ウ) ウの事業においては、馬事普及啓発の推進体制が整備されていること。

7 補助率等欄の定額

要綱別表の補助率等に規定する以下の事業における「定額」は、次に掲げるとおりとする。

補助 事業 名	区 分	定 額
I 馬の改良増殖推進事業		
(3) 重種種雌馬の改良増殖推進		
① 奨励金交付事業		
種雌馬奨励費	純粋種	1頭当たり 360,000 円以内
	純粋種以外	1頭当たり 340,000 円以内
	ばんえい競馬出走馬	1頭当たり 460,000 円以内
<p>重種馬生産頭数の増加を図るため重種種雌馬を増頭した飼養者に対しては、増頭数1頭当たり100,000円以内を上記奨励費に加算して交付することができる。</p>		
重種馬生産支援体制強化費		500,000 円以内
<p>ただし、事業実施主体が自ら導入又は自家保留した種雌馬のみが繁殖奨励費の対象となっている場合は、重種馬生産支援体制強化費については補助対象外とする。</p>		
② 導入貸付事業		
種雌馬導入費	純粋種	1頭当たり 360,000 円以内
	純粋種以外	1頭当たり 340,000 円以内
	ばんえい競馬出走馬	1頭当たり 460,000 円以内
重種馬生産支援体制強化費		500,000 円以内
<p>ただし、当該補助事業年度に事業実施主体に種雌馬を販売した飼養者に対して、販売された種雌馬と同一の種雌馬を貸し付ける場合は、補助対象外とする。</p>		

補助 事業 名	区 分	定 額								
(4) 重種馬の繁殖奨励										
<p>① 優良種雄馬繁殖奨励 〔種付奨励〕</p> <table border="0" data-bbox="383 470 1404 627"> <tr> <td data-bbox="383 470 638 515">種付奨励費</td> <td data-bbox="638 470 1005 515">純粋種</td> <td data-bbox="1005 470 1165 515">1頭当たり</td> <td data-bbox="1165 470 1404 515">105,000 円以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="638 560 1005 604">純粋種以外</td> <td data-bbox="1005 560 1165 604">1頭当たり</td> <td data-bbox="1165 560 1404 604">85,000 円以内</td> </tr> </table> <p data-bbox="383 649 1404 851">重種馬生産支援体制強化費 事業実施 200,000 円以内 主体及び 協力1団 体当たり</p> <p data-bbox="383 896 1404 985">ただし、事業実施主体が自ら管理する種雄馬のみが種付奨励費の対象となっている場合は、重種馬生産支援体制強化費については補助対象外とする。</p>			種付奨励費	純粋種	1頭当たり	105,000 円以内		純粋種以外	1頭当たり	85,000 円以内
種付奨励費	純粋種	1頭当たり	105,000 円以内							
	純粋種以外	1頭当たり	85,000 円以内							
<p>② 子馬生産奨励 〔生産奨励〕</p> <table border="0" data-bbox="383 1142 1404 1187"> <tr> <td data-bbox="383 1142 1005 1187">生産奨励費</td> <td data-bbox="1005 1142 1165 1187">1頭当たり</td> <td data-bbox="1165 1142 1404 1187">54,000 円以内</td> </tr> </table> <p data-bbox="383 1232 1404 1433">重種馬生産支援体制強化費 事業実施 200,000 円以内 主体及び 協力1団 体当たり</p> <p data-bbox="383 1478 1404 1568">ただし、事業実施主体が自ら生産した馬のみが生産奨励費の対象となっている場合は、重種馬生産支援体制強化費については補助対象外とする。</p>			生産奨励費	1頭当たり	54,000 円以内					
生産奨励費	1頭当たり	54,000 円以内								
<p>③ 改良促進奨励 〔優良種雄馬改良促進奨励〕</p> <table border="0" data-bbox="383 1702 1404 1814"> <tr> <td data-bbox="383 1702 1005 1747">優良種雄馬改良促進奨励費</td> <td data-bbox="1005 1702 1165 1747">合格馬 1頭当たり</td> <td data-bbox="1165 1702 1404 1747">55,000 円以内</td> </tr> </table> <p data-bbox="383 1859 1404 2038">重種馬生産支援体制強化費 事業実施 200,000 円以内 主体及び 協力1団 体当たり</p>			優良種雄馬改良促進奨励費	合格馬 1頭当たり	55,000 円以内					
優良種雄馬改良促進奨励費	合格馬 1頭当たり	55,000 円以内								

補助 事業 名	区 分	定 額															
		ただし、事業実施主体が自ら管理していた馬のみが優良種雄馬改良促進奨励費の対象となっている場合は、重種馬生産支援体制強化費については補助対象外とする。															
	④ 改良促進奨励 〔優良種雌馬改良促進奨励〕 優良種雌馬改良促進奨励費	<table border="0"> <tr> <td>北海道産</td> <td>合格馬 1頭当たり</td> <td>220,000 円以内</td> </tr> <tr> <td>東北産</td> <td>合格馬 1頭当たり</td> <td>270,000 円以内</td> </tr> <tr> <td>中・四国産</td> <td>合格馬 1頭当たり</td> <td>370,000 円以内</td> </tr> <tr> <td>九州・沖縄 産</td> <td>合格馬 1頭当たり</td> <td>420,000 円以内</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>合格馬 1頭当たり</td> <td>320,000 円以内</td> </tr> </table>	北海道産	合格馬 1頭当たり	220,000 円以内	東北産	合格馬 1頭当たり	270,000 円以内	中・四国産	合格馬 1頭当たり	370,000 円以内	九州・沖縄 産	合格馬 1頭当たり	420,000 円以内	上記以外	合格馬 1頭当たり	320,000 円以内
北海道産	合格馬 1頭当たり	220,000 円以内															
東北産	合格馬 1頭当たり	270,000 円以内															
中・四国産	合格馬 1頭当たり	370,000 円以内															
九州・沖縄 産	合格馬 1頭当たり	420,000 円以内															
上記以外	合格馬 1頭当たり	320,000 円以内															
	重種馬生産支援体制強化費	事業実施 主体及び 協力1団 体当たり 200,000 円以内															
		ただし、事業実施主体が自ら管理していた馬のみが優良種雌馬改良促進奨励費の対象となっている場合は、重種馬生産支援体制強化費については補助対象外とする。															

別表

令和6年度 地方競馬全国協会畜産振興事業標準単価表

(消費税相当額を含む。)

		全 国	沖 縄	ブ ロ ッ ク	県 内	備 考	
旅 費	1泊2日	41,640円	93,230円	21,420円	13,560円		
	2泊3日	52,540円	104,130円	32,320円	24,460円		
	3泊4日	63,440円	115,030円	43,220円	35,360円		
	4泊5日	74,340円	125,930円	54,120円	46,260円		
	県内日帰旅費					1,340円	
日帰り、宿泊を区分しないもの(平均)					3,740円		
講師謝金	時間が単位と なっているもの	大学教授級	1時間につき		7,900円		
		大学准教授級	1時間につき		6,100円		
ただし、特に必要と認める場合は別途算定する。							
諸謝金	本省課長級			1人1日あたり	10,300円		
	本省課長補佐級			1人1日あたり	7,900円		
	本省係長級			1人1日あたり	5,600円		
	ただし、特に必要と認める場合は別途算定する。						
	本省の国家公務員は、謝金の対象外としているが、謝金単価をクラス分けするため、このような例示になっているものである。						
農家研修等の場合の農家謝金				一律	11,700円		
印刷費	実態に応じた単価とする。						
資料作成費	実態に応じた単価とする。						
消耗品費	原則として査定事業費の1%以内とし、事業に応じた消耗品費の額とする。						
通信運搬費	原則として査定事業費の1%以内とし、事業に応じた通信運搬費の額とする。						
会場借上料	実態に応じた単価とする。						
家畜借上料	実態に応じた単価とする。						
会議費				1人あたり	154円		
アルバイト 賃 金	通勤手当を除く			1日1人あたり	11,000円		
	ただし、補助事業実施上特に必要と認められたものに限る。						
原稿料	原稿1枚(400字詰)あたり				1,991円		
	ただし、講師謝金を伴わないものに限る。						
翻訳料	実態に応じて別途算定する。						
技術料	技術料を補助対象とする個人ごとの1日あたりの単価とする。						